平成 28 年度からの住民税（町・県民税）税制改正のお知らせ

★寄附金税額控除に関する改正

〇寄附金税額控除特例控除の控除限度額が、所得割額の **20%**に拡充されました。

〇**ふるさと納税ワンストップ特例制度**が創設されました。
　ふるさと納税を行う際に、寄附先の自治体に申告特例申請書を提出することで確定申告をしなくても寄附金の税額控除を受けられるようになりました。
　なお、この制度を利用するためには、（１）確定申告書または町・県民税申告書の提出がないこと（２）ふるさと納税の寄附先が５箇所以内であること（３）平成 27 年４月１日以後に行うふるさと納税のみであること、以上の条件に当てはまる場合となります。
　詳細については、総務省のふるさと納税ポータルサイトをご確認ください。
（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html）

★公的年金からの特別徴収制度の一部見直しについて

　公的年金からの特別徴収制度の見直しが行われ、平成 28 年 10 月以後から実施される特別徴収に関して、以下のように制度が改正されます。

〇仮特別徴収税額の算定方法の見直し
　年間の公的年金からの特別徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額（４・６・８月）を前年度の公的年金からの特別徴収税額（年税額）の２分の１に相当する額とします。
　具体例については、町のホームページをご参照ください。
（http://www.town.oiso.kanagawa.jp/kurashi/zeikin/Q_A/1360993940960.htm）

〇町外転出・税額変更があった場合の特別徴収の継続
　現行制度では、賦課期日（１月１日）後に町外へ転出した場合や、特別徴収する税額に変更があった場合、特別徴収は停止され、普通徴収（個人納付）に切り替わっていました。しかし、一定の要件の下、特別徴収は継続することとなりました。